

令和8年度

学生募集要項

【日本人学生用】

青森中央学院大学大学院
地域マネジメント研究科

Aomori Chuo Gakuin University , Graduate School

【目次】

アドミッション・ポリシー ―入学者受入方針および教育目的―	2ページ
一般選抜・特別選抜(社会人・帰国子女)入学試験	3ページ
AO選抜入学試験	4ページ
試験区分共通 出願書類・検定料	5ページ
合格発表・入学手続き	5ページ
その他試験に関する事項	6ページ
入学手続・学費・入学金減免制度	6・7ページ
奨学金・教育ローン	7ページ
長期履修制度	8ページ
個人情報の取り扱いについて	9・10ページ

アドミッション・ポリシー

— 入学者受入方針および教育目的 —

本研究科は、地域に貢献できる人材の養成を目指して、法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人の育成を目的としている。

その実現のために、入学者受入方針として、以下を掲げる。

<入学者受入方針>

1. 地域における課題を広くとらえ、日本あるいは世界の地域の発展に貢献しようとする強い意識を持つ人
2. 将来の目標を明確に持ち、基礎的専門知識および一般教養を身につけている人
3. 新時代を切り開く意欲と創造力に溢れる人

<教育目的>

1. 教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授・研究し、もって社会の進展に寄与すること。
2. 地域マネジメント研究科は、法律的な思考と知識を経営的な意思決定過程に織り込み、創造的・応用的・総合的なマネジメントを成し得る高度な職業人を養成すること。

本研究科は、地域の管理運営に関する研究・教育をすることを使命としています。本研究科の設置者である学校法人青森田中学園は、創設以来、建学の精神「愛あれ、知恵あれ、^{まこと}真実あれ」を拠り所として一貫して地域を重視し、地域に密着して、地域に貢献できる人材の養成に努めてきました。

本研究科は、この精神を受け継いで、高度の専門的な知識・技能を身につけた専門的職業人を養成し、地域の発展に貢献できる人材を社会に送り出すことを教育目的に定めています。

地域マネジメントの研究対象は、地域政治、地域産業、地域開発など、地域をマクロに見た場合のマネジメントとともに、自治体、営利企業、非営利法人、家計、個人など、地域を構成する個別単位を含みます。

大学院に対する社会的ニーズの多様化に対応して、本研究科では社会人の積極的な受け入れを目指して、学士号を持たない人の入学資格の緩和、昼夜間開講制の採用、学部の4年次から大学院進学ができる飛び級制度なども導入し、フレキシブルに対応しています。修学期間も、最短1年から最長4年まで自由に選択できます。また、外国人留学生が多数在籍しており、グローバルな教育にも対応し得る環境を整備しています。

上述の如く、本研究科では、地域の問題・課題について積極的に研究する意欲を持つ人ならば、年齢や学歴にこだわらず、入学を歓迎致します。

一般選抜・特別選抜(社会人・帰国子女)入学試験

※研究生受験希望者は、別途出願書類を送付するので、本学入試広報センターまで問い合わせること。

1. 募集人員

地域マネジメント研究科 地域マネジメント専攻 10名

2. 出願資格

下記の(1)～(8)のいずれかに該当する者。なお、特別選抜(社会人)受験者は(1)～(8)のいずれかに該当し、かつ(9)に該当する者。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者。
- (4) 日本において、文部科学大臣が指定した外国の学校の課程(外国大学日本校)の16年の課程を修了した者。
- (5) 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに取得見込の者。
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。
- (8) その他、本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、入学時の年齢が22歳以上の者。
- (9) 大学及びそれに相当する教育機関を卒業後、2年以上職業(家庭人を含む)に従事した者【特別選抜(社会人)のみ】。

3. 選抜方法

成績証明書等提出書類及び面接の結果を総合的に審査して選考する。

4. 入試日程・会場

窓口受付:午前9時から午後5時まで(日曜・祝日を除く)／郵送受付:締切日必着

選抜区分	出願期間	試験期日	合格発表	入学手続期限	試験会場
第1期	令和7年9月1日(月) ～9月17日(水)	令和7年 9月27日(土)	令和7年 10月4日(土)	令和7年 10月23日(木)	本学
第2期	令和7年11月1日(土) ～11月19日(水)	令和7年 11月29日(土)	令和7年 12月6日(土)	令和7年 12月23日(火)	本学
第3期	令和8年1月6日(火) ～2月4日(水)	令和8年 2月14日(土)	令和8年 2月21日(土)	令和8年 3月5日(木)	本学

※試験時間等、詳細は出願後受験者へ個別に連絡します。

※今後の状況により、試験実施方法をオンラインに変更する場合があります。

AO選抜入学試験

※研究生受験希望者は、別途出願書類を送付するので、本学入試広報センターまで問い合わせること。

1. 募集人員

地域マネジメント研究科 地域マネジメント専攻 若干名

2. 出願資格

下記の(1)～(8)のいずれかに該当する者。

なお、出願後、試験実施前に本学教職員との面談を受けること。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者。
- (4) 日本において、文部科学大臣が指定した外国の学校の課程(外国大学日本校)の16年の課程を修了した者。
- (5) 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月までに取得見込の者。
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。
- (8) その他、本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、入学時の年齢が22歳以上の者。
- (9) 大学及びそれに相当する教育機関を卒業後、2年以上職業(家庭人を含む)に従事した者【特別選抜(社会人)のみ】

3. 選抜方法

成績証明書等提出書類及び面接の結果を総合的に審査して選考する。

4. 入試日程・会場

窓口受付:午前9時から午後5時まで(日曜・祝日を除く)／郵送受付:締切日必着

選抜区分	出願期間	試験期日	合格発表	入学手続期限	試験会場
AO選抜	令和7年7月1日(火)～ 令和8年3月17日(火)	願書受付後 2週間以内	試験実施後 1週間以内	合格発表後 10日以内	本学

※ 試験期日ならびに試験時間等、詳細は出願後、受験者へ個別に連絡します。

※ 今後の状況により、試験(面談含む)実施方法をオンラインに変更する場合があります。

試験区分共通 出願書類・検定料

1. 出願に必要な書類

必要な書類は下記URLより適宜ダウンロードし、提出してください。

https://www.aomoricgu.ac.jp/admissions/exam_postgraduate/guide

No.	書類名	提出対象者	備考
1	入学志願書[様式1]	全員	
2	写真2枚 (縦4cm×横3cmの3ヶ月以内に撮影したもの)	全員	[様式1]と[様式2]の所定の位置に貼付の上、提出すること
3	振込依頼書【A票】	全員	取扱金融機関に提出
	入学検定料振込金受領書【B票】	全員	提出せずに本人保管
	写真票【C票】	全員	金融機関収納印を押印(ATM振込の場合は、裏面に明細書コピーを貼付)の上、提出すること
4	大学の卒業(見込)証明書	全員	出身大学所定のもの
5	大学の成績証明書	全員	出身大学長が作成し、厳封したもの
6	研究計画書[様式3]	全員	本学所定のもの
7	宛名シート[様式4]	全員	本学所定のもの
8	自己経歴書[様式5]	特別選抜(社会人) 受験者のみ	本学所定のもの
9	長期履修申請書[様式6]	希望者のみ	本学所定のもの

2. 入学検定料

30,000円: 上記書類[様式2]の振込依頼書により金融機関から納入ください。なお、ATMから納入される場合は、振込明細書のコピーを【C票】の裏面に貼付の上、提出してください。

合格発表・入学手続き

1. 合格発表

発表日に、受験者あてに郵送で可否通知書を送付いたします。掲示やホームページでの発表はいたしません。また、可否に関する電話等でのお問い合わせには、受験者本人であっても、一切応じませんのでご了承ください。

2. 入学手続(二段階方式)

(1) 一次手続: 学生募集要項に記載された入学手続期限までに下記のものを提出・納入してください。

- ① 入学金 200,000 円
- ② 誓約書(本大学院所定のもの)

(2) 最終手続: 学費等を納入し、必要書類を提出してください。手続期限等の詳細は一次手続後、必要書類等の案内とともに文書にて通知いたします。

※ 本学卒業または卒業見込みの者は、入学金を免除します。一旦納入された入学金は事情の如何にかかわらず返還いたしません。

その他試験に関する事項

1. 受験票について

本学で出願を確認後、受験票を発送いたします。受験票が届きましたら、登録された氏名、試験区分等に間違いがないか確認してください。また、受験票は、試験当日、必ず持参してください。

2. 試験会場について

- (1) 試験日までに試験会場を確認することをお勧めします。ただし、会場内の下見はできません。
- (2) 試験開始後30分を経過した遅刻者は、特別の事情がない限り、受験資格を失いますのでご注意ください。天候・交通機関の遅延などにより、試験時間に遅れる場合は、速やかに連絡してください。
- (3) 試験会場においては、すべて試験監督者の指示に従ってください。

3. 入学検定料について

入学検定料については、払込後いかなる理由があっても返還いたしません。ただし、金額を誤って振り込んだ等の場合は、本学まで速やかにお問い合わせください。

4. 書類提出時の諸注意について

- (1) 各種証明書は、受験当該年度に発行されたものに限りま。
- (2) 婚姻等により、当該証明書と異なる姓名になった場合は、必ずこれを証明する書類を提出してください。
- (3) 一旦提出した書類等は理由の如何を問わず返却いたしません。

5. 入学志願者の合理的配慮に関する事前相談について

本学に入学を志願する者で、病気・負傷や障害等により受験上及び修学上特別な配慮を必要とする者は、各試験区分の出願期間開始前に本学までご相談ください。

6. 個人情報の取り扱いについて

巻末に記載の学校法人青森田中学園における個人情報保護の基本方針をご覧ください。

学費・入学金減免制度

1. 学費・諸費(1年次)

授業料	教育充実費	諸費	合計
700,000円	200,000円	44,430円	944,430円

*諸費は令和7年度入学者実績のため、令和8年度入学者合計納入額については、一次手続完了後に別途ご案内いたします。

- (1) 学費の納入は一括納入(年額)が原則ですが、3月末日と10月末日の2回に分納することもできます。納入方法は、入学手続後、通知いたします。
※ 納入期限が土・日曜日にあたる場合は、翌月曜日を納入期限とします。
- (2) 諸費には学生保険、後援会費等が含まれます。
また、入学者には別途、ノートパソコンを準備いただく必要があります(在学中に使用できる、Microsoft365を全学生分用意しております)。
- (3) 事情により入学を辞退する場合は、令和8年3月31日午後5時までに入学辞退届を提出してください。納付した学費を返還いたします。入学辞退届は電話でご請求ください。
- (4) シニアコース:定年退職を迎えた方や55歳以上の方が入学される場合は、学費が通常の約70%に減免されます。詳細につきましては、本学入試広報センターまでお問い合わせください。

2. 入学金減免制度

- (1) 青森田中学園絆(きずな)減免制度*: 入学者から見て2親等以内の親族(下表参照)が、本学園の設置校(青森中央学院大学・青森中央学院大学大学院・青森中央短期大学・青森中央文化専門学校・青森中央経理専門学校)を卒業した、または在籍している場合、入学金の半額を免除いたします。

対象となる親族		・入学者の配偶者
	1親等	・入学者の父母 ・入学者の配偶者の父母 ・入学者の子ども ・入学者の子どもの配偶者
	2親等	・入学者の祖父母 ・入学者の配偶者の祖父母 ・入学者の兄弟姉妹 ・入学者の兄弟姉妹の配偶者 ・入学者の配偶者の兄弟姉妹 ・入学者の孫 ・入学者の孫の配偶者

- (2) 青森中央短期大学附属幼稚園卒園者減免制度*: 青森中央短期大学附属幼稚園(第一、第二、第三)を卒園した者が、本学に入学する場合、入学金の半額を免除いたします。
- (3) 連携保育園卒園者減免制度*: 中央文化保育園、浦町保育園を卒園した者が、本学に入学する場合、入学金の半額を免除いたします。
- ※(1)(2)(3)各制度については、入学手続期限内に入学金を全額納入いただいた後、入学後の4月下旬に半額を返還いたします。入学を辞退された場合は対象外となりますのでご了承ください。
- (4) 設置校減免制度: 青森中央学院大学・青森中央短期大学・青森中央文化専門学校・青森中央経理専門学校の卒業生又は自らの都合で退学した者が、本学へ新たに入学する場合、入学金を免除いたします。

奨学金・教育ローン

1. 奨学金・教育ローンについて

本研究科に入学する際の円滑な学費納入を可能にするため、教育ローンを提携しております。詳細については、右記ページをご覧ください。

・青森中央学院大学大学院 奨学金・教育ローン

※右記QRコードを読み取る、又はクリック(タップ)してください。



長期履修制度

1. 趣旨

この制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限(修士課程は2年)では大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象としています。事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより修士(地域マネジメント)の学位を取得することができます。

2. 出願資格

長期履修学生として出願することができる者は入学資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者です。ただし、外国人留学生は対象外です。

- (1) 職業を有する者(正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者)
- (2) 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) 病気等その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると認められた者

3. 在学期間

長期履修学生の在学期間は3年以上4年まで(修士課程)となります。なお、長期履修を認める期間は1年単位です。

4. 長期履修制度に係る授業料・教育充実費

定められた地域マネジメント研究科の授業料及び教育充実費の年額に標準修業年限(2年)に相当する年数を乗じて得た額を長期履修学生として認められた在学期間(以下「長期在学期間」という。)の年数で除した額とします。なお、在学中に授業料及び教育充実費の改定が行われた場合は再計算されます。

$$\text{長期履修学生の年間の授業料・教育充実費} = \frac{(\text{通常の授業料} + \text{教育充実費}) \times \text{標準修業年限}(2\text{年})}{\text{長期在学期間の年数}}$$

5. 長期在学期間の延長

長期在学期間の延長は認められません。

6. 長期在学期間の短縮

長期履修学生が長期在学期間を満了しないうちに課程を修了する必要単位数を取得する見込のある場合は、長期在学期間の短縮をすることができます。

なお、在学期間を短縮する場合は、短縮を認められるときに短縮に係る授業料及び教育充実費の差額が必要となります。

7. 長期履修制度の申請

長期履修申請書を出願時に提出してください。(本学所定[様式6])

個人情報取り扱いについて

学校法人青森田中学園における個人情報保護の基本方針

学校法人青森田中学園(以下「学園」という)は、以下のような方針を定め、個人情報の取扱いに留意し、個人情報の保護に積極的に取り組みます。

第1条 個人情報に関する法令等の遵守

個人情報の取扱いにおいて、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」という)、その他の関連法令等を遵守します。

※個人情報の定義・・・本学園における個人情報とは、以下の種別に定める者の個人に関する情報で、氏名・性別・生年月日・住所・年齢・続柄・電話番号・電子メールアドレス、その他の記述、又は在籍番号・受験番号その他の符号で本人を識別できるものとしています。

- 教育研究活動関係者
園児、学生、保護者・保証人等、卒業生、公開講座等受講者
- 外来者
入学志願者、資料請求者、施設利用者
- 教職員及びそれに準ずるもの
教職員(専任・非常勤・パートタイマー等を含む)
- 教育研究活動協力者および法人事業協力者
実習等教育協力者、研究協力者、協力会社担当者、関係法人等の担当者

第2条 個人情報の取得

学園は、利用目的をできる限り明確にした上で、適正な手段により個人情報を取得します。

第3条 個人情報の利用

学園は、明示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、個人情報を利用します。

- ・教務・学生生活支援・就職進路支援等に関する業務
- ・学業成績等通知、学費等納入、保護者との懇談会運営及び関連通知等に関する業務
- ・卒業・成績・在籍等の証明等に関する業務
- ・入学案内、入学試験等に関する業務
- ・健康管理等に関する業務
- ・各種統計・調査 大学評価(自己点検評価・外部評価・認証評価等)に関する業務
- ・資料等発送、諸行事案内、講座受講管理等に関する業務
- ・教育研究活動およびその広報に関する業務
- ・人事、給与、労務、厚生、採用、保険、財務、および組織運営等に関する業務

第4条 個人情報の同窓会、後援会への提供

学園は、設置校の同窓会および後援会主催事業に関する連絡へ利用するために、当会へ個人データを提供することがあります。

第5条 個人情報の提供を伴う業務委託

学園は、個人情報の取扱いを含む業務の一部を個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で、外部の事業者へ委託することがあります。

第6条 個人情報の第三者提供

取得した個人情報は、上記以外には、原則として事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

なお、個人情報保護に関する法律第23条2項に基づき、利用目的の達成に必要な範囲で学園が承認し、かつ学園ホームページ等を通じてその内容を公開した場合、個人情報を第三者に提供することがあります。ただし、同ホームページ上に掲載している第三者提供の停止手続をとった場合は提供いたしません。

第7条 個人情報の管理と保護

学園は、個人データの正確性・安全性を確保するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

第8条 個人情報の開示・訂正・利用停止等

原則として、本人からの開示請求があり、適正な理由であると担当部署長が判断した場合のみ開示に応じます。卒業・在学・成績等の証明書による開示は、発行料を徴収いたします。また、電話による問合せ、開示請求には原則として応じません。開示手続は該当する個人情報の取扱部署が窓口となります。

第9条 組織・体制

学園は、個人情報保護のための学内管理体制を整備し、今後継続的に点検を行うことにより、改善をはかっていきます。また、学内における個人情報の適正な取扱を徹底するため、教職員に対して継続的に研修を実施する等の方策を講じます。

第10条 保護法第76条(適用除外)への対応

学園は、保護法第76条第1項第3号で適用除外とされている「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合であっても、細心の注意を払うよう徹底をはかります。



青森中央学院大学大学院

入試広報センター

〒030-0132 青森市横内字神田12番地
TEL 017-728-0131(代表)
FAX 017-718-1055
MAIL ao2@aomoricgu.ac.jp
<https://www.aomoricgu.ac.jp>